

猪苗代ブランド「いいな！いなわしろ」制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、猪苗代町農業活性化協議会長（以下「会長」という。）が猪苗代町において生産された農林水産物及びこれらを主原料として加工した食品（以下「農産物等」という。）を猪苗代ブランド「いいな！いなわしろ」として認定し、広く発信することにより、農産物等の振興及び地域の活性化に資することを目的とする。

(審査委員会の設置)

第2条 会長は猪苗代ブランド「いいな！いなわしろ」の認定を適切かつ円滑に行うため、審査機関として猪苗代ブランド「いいな！いなわしろ」審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号の事項を所掌する。

- (1) 猪苗代ブランド「いいな！いなわしろ」の認定に係る審査に関すること。
- (2) 認定された農産物等の情報発信に関すること。
- (3) その他、目的達成に必要なと会長が認めたこと。

(組織)

第4条 委員会は、委員9名以内で組織し、委員は次の各号の者から会長が委嘱する。

- (1) 農林業に関する団体等から推薦された者
- (2) 商工に関する団体等から推薦された者
- (3) 観光に関する団体等から推薦された者
- (4) 流通に関する団体等から推薦された者
- (5) 学術機関から推薦された者
- (6) 町から推薦された者
- (7) その他会長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第7条 委員会は委員長が招集し、委員会の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 委員長は、委任状をもって代理人を出席させることができる。
- 4 委員長は、調査審議のために必要があると認められるときは、委員以外の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(認定の種類及び定義)

第8条 ブランド認定(以下「認定」という。)の種類及び定義は、次の各号のとおりとし、これらを総称して猪苗代ブランド「いいな!いなわしろ」とする。

- (1) 猪苗代ブランド「いいな!いなわしろ」スタンダード認定(以下「スタンダード認定」という。)は、農産物等を広く知ってもらいブランドイメージの確立を図ることを目的として行う。
- (2) 猪苗代ブランド「いいな!いなわしろ」プレミアム認定(以下「プレミアム認定」という。)は農産物等の最高位としてブランドイメージの向上を図ることを目的として行う。

(スタンダード認定の基準)

第9条 スタンダード認定は、次の各号の基準をすべて満たす農産物等を認定するものとする。

- (1) 第1条で定める農産物等であること。
- (2) 品質と外観等の特性に優れており、猪苗代町産であることがわかること。
- (3) 計画的な生産若しくは製造又は販売をしており、3年以上の類似品の生産若しくは製造又は販売の実績と、安定した供給が見込めること。
- (4) 関係法令、関係基準を遵守していること。

(プレミアム認定の基準)

第10条 プレミアム認定は、前条各号の基準及び3年以上の生産若しくは製造又は販売の実績、次の各号の基準をもとに委員会において、優秀と認められるものを認定するものとする。

- (1) 猪苗代町の特性が農産物等に活用されているか。
- (2) 類似品と比べて独自性や優位性がみられるか。
- (3) 消費者との信頼性を確保する仕組みが見られるか。
- (4) 衛生面において、消費者の安全性を確保する仕組みがみられるか。
- (5) 商品の売上実績にマーケティング戦略等の裏付けがあり、販売体制が整っているか。
- (6) 試食での評価が高いか。
- (7) 上位ブランドとして適しているか。

2 二次産品については、前項の他に次の基準を加え、委員会において、優秀と認められるものを認定するものとする。

- (1) 猪苗代町産に対するこだわりがあるか。
- (2) 独自性や優位性を保つ努力をしているか。

(認定の申請資格)

第11条 認定の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 猪苗代町に住民登録があり、かつ、猪苗代町内に居住している個人、又は猪苗代町内

に事業所を有する法人及び団体等であること。

(2) 猪苗代町暴力団排除条例(平成23年猪苗代町条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(認定申請)

第12条 猪苗代ブランド「いいな!いなわしろ」の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、会長に、猪苗代ブランド「いいな!いなわしろ」認定申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項に規定する猪苗代ブランド「いいな!いなわしろ」認定申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 猪苗代ブランド「いいな!いなわしろ」スタンダード認定申請調書

スタンダード認定の申請を行う場合は、猪苗代ブランド「いいな!いなわしろ」スタンダード認定申請調書(様式第2号)を提出しなければならない。

(2) 猪苗代ブランド「いいな!いなわしろ」プレミアム認定申請調書

プレミアム認定の申請を行う場合は、猪苗代ブランド「いいな!いなわしろ」プレミアム認定申請調書(様式第3号)を提出しなければならない。

(3) 申請する農産物等の概要が分かる書類、写真等

(審査)

第13条 委員会は、前条の規定により申請のあった農産物等のうち第8条第2号のプレミアム認定の可否について審査を行うものとする。

2 委員会は、申請者から審査に必要な意見の聴取、書類の閲覧、現地確認を行うことができるものとする。

3 申請者は、円滑な審査に協力しなければならない。

(認定)

第14条 会長は、第12条の規定により申請のあった農産物等のうち第8条第1号のスタンダード認定について、第9条に定める認定基準を満たすときは、猪苗代ブランド「いいな!いなわしろ」として認定するものとする。

2 会長は、第12条の規定により申請のあった農産物等のうち第8条第2号のプレミアム認定について、前条に規定する審査結果に基づき、農産物等を認定することが適当と認めるときは、猪苗代ブランド「いいな!いなわしろ」として認定するものとする。

3 会長は、前2項の結果に基づき猪苗代ブランド「いいな!いなわしろ」認定(変更)審査結果通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

4 会長は、第1項及び第2項の規定により認定された農産物等(以下「認定品」という。)の申請者(以下「認定事業者」という。)に対して猪苗代ブランド「いいな!いなわしろ」認定証(様式第5号)を交付するものとする。

(認定の公表等)

第15条 会長は、認定品及び認定事業者の内容及び認定理由等を公表し、積極的に情報発信をするものとする。

(認定内容の変更)

第16条 認定事業者は、第12条第2項第1号に規定する猪苗代ブランド「いいな！いなわしろ」スタンダード認定申請調及び第12条第2項第2号に規定する猪苗代ブランド「いいな！いなわしろ」プレミアム認定申請調書中の項目の認定に係る内容の変更が生じるときは、猪苗代ブランド「いいな！いなわしろ」変更申請書(様式第6号)により、速やかに会長に提出しなければならない。ただし、第9条及び第10条の認定基準に定める事項以外の項目に係る変更については、猪苗代ブランド「いいな！いなわしろ」認定申請事項変更届出書(様式第7号)により、届出るものとする。

2 第1項の規定による、変更申請に係る審査及び決定の手続きについては、第13条の規定及び第14条の規定を準用する。

(事業実績状況報告書)

第17条 認定事業者は、認定期間終了後1月以内に前年度における認定品の生産量、広報宣伝の取り組み状況等その他会長が指定する事項について、猪苗代ブランド「いいな！いなわしろ」事業実績状況報告書(様式第8号)により会長に報告しなければならない。

(業務上の聴取等)

第18条 会長は、特に必要があると認めるときは、認定事業者に対して、認定品に係る報告を求め、実地について調査を行うことができる。

2 前項の調査において会長が必要と認めたときは、必要な指示を行うことができる。

(認定の取消)

第19条 会長は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の審議を経て認定を取り消すことができる。

(1) 認定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき。

(2) 認定基準に適合しないと認められたとき。

(3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。

(4) 第16条第1項の規定による変更申請又は第17条の規定による報告を正当な理由なく行わなかったとき。

(5) 第18条の規定による報告、調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき。

(6) 認定品の生産、製造又は販売を廃止したとき。

(7) その他、会長が必要と認めるとき。

(認定の有効期間)

第20条 スタンダード認定の有効期間は認定証を交付した日から3年とし、プレミアム認定の有効期限は認定証を交付した日から1年とする。

(認定の更新)

第21条 認定の更新を希望する認定事業者は、認定期間満了3月前までに第12条第1項に規定する猪苗代ブランド「いいな！いなわしろ」認定申請書を会長に提出するものとする。

(認定証の再交付)

第22条 認定事業者は、第14条第4項に規定する認定証を紛失又は破損したときには、猪苗代ブランド「いいな！いなわしろ」認定証再交付申請書(様式9号)を会長に提出し、再交付を受けることができる。

(認定の表示)

第23条 認定事業者は、認定品であることを表示しなければならない。

(認定を受けた者の責務)

第24条 認定事業者は、この要綱に定めるところを誠実に遵守するとともに次の各号について特に留意しなければならない。

- (1) 認定品の生産、製造、販売等を通じて、認定品の情報発信を積極的に行い、猪苗代に対するイメージの向上につなげるよう努めなければならない。
- (2) 認定品の計画的な生産及び製造並びに適正な保管及び流通体制の整備に努めなければならない。
- (3) 第18条の規定による調査等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。

2 認定品の品質、流通又は販売において問題等が生じたときは、認定事業者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、猪苗代ブランド「いいな！いなわしろ」事件等発生通知書(様式第10号)により速やかに会長に報告し、問題の解決に向け、真摯に対応しなければならない。

(事務局)

第25条 委員会の事務局を、猪苗代町農林課に置く。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和7年1月20日から施行する。
- 2 委員会の設置後の1回目の委員会の招集については、第7条中「委員長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は令和7年5月7日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のいいな！いなわしろ制度実施要綱の規定に基づいて認定されている農産物等は、この要綱による改正後の猪苗代ブランド「いいな！いなわしろ」制度実施要綱の規定に基づいて認定されたものとみなす。